

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第卷一十五第

月七年五十和昭

論叢

民族主義と帝國主義……………

文學博士 高田保馬

實踐學としての日本經濟學……………

經濟學博士 谷口吉彦

時論

日本國と蘭領東印度……………

法學博士 末廣重雄

研究

江戸時代の國產獎勵……………

經濟學士 堀江保藏

理想型理論の方法的意識……………

經濟學士 出口勇藏

自由貿易主義の吟味……………

經濟學士 岡倉伯士

說苑

北支滿洲損害保險市場……………

經濟學士 佐波宣平

ハンセンの人口政策に就いて……………

經濟學士 青盛和雄

附錄

彙報

外國雜誌論題

日本國と蘭領東印度

末 廣 重 雄

獨逸國のスカンデネヴィア攻略に次で、英、獨の間に、和蘭國が白耳義國とともに爭奪戰の目標となつた。我が政府は、和蘭國が歐洲の大動亂に捲き込まれる場合に、戰禍が同國の寶庫といはれる蘭領東印度(以下蘭印といふ)に波及し、其の現状の變更を來すやうな事態の發生することを憂慮し、去る四月十五日有田外相は新聞記者團に對する談話の形式で、

日本國は南洋諸地方就中蘭印と經濟的に有無相通の緊密なる關係にあり、他方是等諸地方と他の東亞諸國との間の經濟關係も亦相當密接なるものがある。要するに日本國及び是等諸國並諸地方は何れも相倚り相扶けて共に東亞の繁榮に寄與しつゝある次第であるが、若し歐洲の戰禍が和蘭國に波及し、蘭印が其の影響を受けることとならば、右有無相通共存共榮の維持増進に支障を來すのみならず、東亞の平和及び安定の上からも好ま

しからの事態となるであらう。彼上の見地から帝國政府は歐洲戰爭の激化に伴ひ、蘭印の現狀に何等かの變更を來すが如き事態の發生に就て深甚なる關心を有するものである。

といふ見解を表明した。尙當日外相は駐日和蘭國公使に對して、右の見解を敷衍して説明し、同公使の諒解を求めたさうである。然るところ、五月に入り、獨逸軍が和蘭國に進攻するに及び、蘭印問題は益々切實となつたから、我が政府は同月十一日上記有田外相の談話の趣旨を更に明確にする必要ありと認め、各交戰國政府に之を通告して、其の注意を喚起する措置をとつた。尙米伊兩中立國政府に對しても、各交戰國政府に右の如き申入れを爲したる旨を通報したさうである。

二

我が政府が蘭印に歐洲の戰禍が波及し、其の現狀に變更を來すことに重大關心を有することには、政治的經濟的理由があると思はれる。先づ政治的見地からすれば、蘭印の現狀に何等變化がなく、平和的なる和蘭國の植民地として同國の支配下に在る限り、東亞の平和及安定は脅威される虞がない。けれども、一朝英米等の帝國主義的國家、又は國際法などは全く眼中になく、憚るところなく侵略主義を行ひつゝある獨逸國等、現に我が國と相反目し、又は今後反目することあるべき國家の管理下に移り、東亞の政治的分野に變化を來すが如きは、東亞の新秩序建設に努力しつゝある我が國にとりて、甚だ好ましからざる事象であるといはねばならない。

更に經濟的見地よりすれば、我が國と經濟上有無相通じ、共存共榮の緊密なる關係を有する蘭印の現狀を變更するが如き事態の發生は、我が政府の極力排撃せねばならぬところである。今春三月二十三日の衆議院豫算總會

に於て、米國の日米通商條約廢棄による對日經濟壓迫に關し、一議員の質問に對する米内首相の答辯は、我が政府が如何に我が國と蘭印との經濟關係を重大視してゐるかを示すものであらう。答辯の一節に曰く、

一般禁輸といふことは禁輸する國も禁輸される國もこれは非常に重大な問題である。殊に一步を誤ると當然來るべきものは兩國間の危機だと思ふのである。私は亞米利加がさういふ危機を冒して日本に對して全般的の禁輸をやるといふことは考へて居らぬ。然しながら、さういふ場合も考慮しなければならぬと思ふ。その點に就ては充分政府としても考慮を致してゐる。……その次は、一體日本の物資不足等といふ問題に對しても餘りにも亞米利加に依存してゐるのではないかといふお話であるが、日本にない物資については、亞米利加から相當の物を買つて來てゐる。然しながら、我國に於ては、特定の國からのみ輸入を求めるといふやうな特定の國に依存して政策を樹立することは甚だ危険である。之が爲に從來もこの邊を考慮して、政府もその時に應じて善處して參つた次第であるが、將來と雖も種々此點に留意して、特定國に依存して行詰つて二進も三進も出來ぬといふやうなことはないやう、充分注意致したいと考へてゐる。

抑も、米國に於ては、滿洲事變以來、我が國の支那に於ける行動を以て不戰條約及九國條約違反であるとして非難攻撃し、我が國を威壓する手段として謂ゆる經濟封鎖を斷行すべしと主張する者があつたが、米國政府としては、日米通商條約の下に於ての對日輸出禁止が、同條約違反となるのを憚かつたのである。然るところ、今春一月同條約の廢棄によりて、日米間に無條約状態が発生し、從て此の懸念は消滅したけれども、米國が今まで飛行機エンジン及其の部分品等直接軍事上使用せらるべき物資の謂ゆる「道義的輸出禁止」以上に出なかつたの

は、一は我が國の對支戰爭遂行を阻止し得る程度の大なる輸出禁止には實行難が伴ふ上に、我が國の報復を招き、
延ては日米戰爭を惹き起す危険があるからである。そればかりではなく、過去に於て、我が國の輸入軍需品の少
なからぬ部分を供給し來つた米國の對日輸出禁止は、必ずや我が國をして是等物資の供給を米國以外に求めしむ
ることとなるであらう。果して然らば、對日壓迫の目的達成に役立つことは申す迄もなく、米國は是等物資に
關し我が國に於て市場を喪失するのを畏れたからである。然るところ、支那事變は勃發以來既に三年に及んだけ
れども、少しも前途の見通しがつかぬ上に、米内首相の上掲答辭によれば、我が國は相變らず軍需品に關して米
國に少なからず依存してゐるやうである。此際若し蘭印（支那事變直前、同地方より我が國へのカンリン等鑛油の供給は
米國に次ぎ第二位を占めてゐた）からの供給が杜絶するか、又は大なる制限を受けることとならば、米國の對日輸出
禁止は、同國が我が國に對して有する最も有力なる壓迫の手段となるであらう。之とともに、英佛諸國に於ける
米國産鑛油を始め一般軍需品の需用が増加したばかりでなく、米國自身の大軍備擴張計畫遂行の爲にも、軍需資
材の確保が必要となり、我が國の市場に依存する必要が少くなつたから、米國の對日輸出禁止の懸念なしとは云
ひ難くなつた。米内首相が衆議院に於て、我が國は米國に對する經濟的依存性を脱却して、萬一の場合に備へる
必要があるといふことを力説したのは、大に所以ありといふべきである。

果して然らば、現代の戰爭に必要缺くべからざる鑛油の供給の如きは、之を専ら米國に求めずして蘭印にも仰
ぎ、成るべく米國に依存せざる政策を樹立すべきであり、護謨（支那事變直前、蘭印は其の對日供給に關し英領海峽植民
地に次で第二位を占めてゐた）や錫の供給を確保する爲にも、蘭印が、英國といはず、米國といはず、獨逸國といは

す、今後我が國と利害の衝突あるべき大國の支配下に移ることを防止するのが急務であらう。右の次第であるから、我が政府は、蘭印の現状に何等かの變更を來すが如き事態の發生について深甚なる關心を有せざるを得ないことを明にしたのである。そして此の現状維持は政治上に於ける現状維持に止まらず、經濟上にも及び、例へば、蘭印が英佛兩國の爲に資源を動員する結果、其の對日輸出を禁止又は制限するが如き、經濟上の現状の變更をも容認し得ないといふ主旨であるさうである。

蘭印の現状維持に關する我が政府の申入れに對し、和蘭政府は勿論のこと、英佛獨三交戰國政府もそれ／＼全く同感の意を表した。然らば、比律賓に隣接するのみならず、我が國と同じく鑛油、護謨、錫等の供給を仰ぐの故を以て、蘭印に政治上經濟上密接なる關係を有する米國の態度はどうであらうか。

三

ハル米國々務長官は有田外相の聲明が發表せらるゝや、四月十七日重要な聲明を發表し、平和的手段以外の方法を以て蘭印の内政に干渉し又は其の現状を變更すべく企てることは、同地方の平和と安全とに反するのみならず、延て太平洋全般の平和を阻害するから、列國は同地方の現状維持に努めねばならないと主張した。

右のハル聲明も有田聲明も蘭印の現状維持を主張する點に於ては共通であるけれども、ハル聲明が明治四十一年（一九〇八年）十一月三十日の日米交換公文謂ゆる高平ルート協約及大正十年（一九二一年）十二月十三日の日米英佛四國間の太平洋方面に於ける島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する謂ゆる四國條約に伴ふ是等四國の對和蘭國公文を基礎として蘭印の現状維持を主張するに反し、我が政府は既存の條約尊重の立場よりせず、我が國と蘭

印との間に於ける有無相通、共存共榮の關係増進、東亞の平和及安定の維持の爲、戰禍の蘭印に波及することを防止するといふ立場より、蘭印の現状維持に就て關係國政府の注意を喚起したのであつた。

惟ふに、高平ルート協約は太平洋方面及支那に關し日米兩國が共通の目的、政策及旨意を有することを宣明したものであつて、其の(一)に於て、日米兩國政府は何等侵略的傾向に制せらるゝことなく太平洋方面に於ける現状維持を目的とすること、其の(二)に於て、兩國政府は相互に太平洋方面に於て他の一方の有する所領を尊重するの強固なる決意を有することを明にし、其の(五)に於て、前述の現状維持を侵迫する事件發生するときは兩國政府は其の有益と認むる措置に關し協商を遂げんが爲互に意見を交換すべきことを約してゐる。要するに、日米兩國は、相互に他の一方の所領例へば米國は我が國の領土たる臺灣等、我が國は米國の領土たる布哇、比律賓等を尊重する決意を有することを宣明したのであるが、公文交換當時日米兩國政府が特に蘭印の現状維持を考慮したかどうかは疑問であるが、「太平洋方面に於ける現状維持を目的とする」以上、兎に角同問題にも觸れてゐると云ひ得るのである。

次に、日米英佛四國は、四國條約第一條により、太平洋方面に於ける其の島嶼たる屬地及島嶼たる領地に關する各自の權利を尊重すべきことを約した。然るところ、和蘭國及葡萄牙國は華府會議に参加したけれども、四國條約の調印國とはならなかつた。従て、前者の蘭印は後者の澳門とともに同條約第一條の適用範圍外にあるから、四國政府は「同條約の精神に反する臆斷の生ずる餘地なからしめんことを望み」、大正十一年(千九百二十二年)春和蘭國政府に對してそれ〴〵公文を發し(葡萄牙國政府に對しても同様)、太平洋方面に於ける和蘭國(葡萄牙

國)の島嶼たる屬地に關する權利を尊重するの鞏固なる決意を有する旨を明にしたのであつた。

ハル米國々務長官は上掲四月十七日の聲明に於て、廣く列國に對して蘭印の現状維持の尊重を高調したけれども、上述の如く、同聲明が高平ルート協約並四國條約に伴ふ對和蘭國公文を基礎とする以上、實は、日英佛三國に呼びかけたものであるといはざるを得ない。そして、當時行はれた獨逸國の和蘭國侵略説に關聯して、日本國は直ちに蘭印を衝くに違いないといふ恐日的臆測が米國に行はれてゐたことを想起すれば、ハル聲明は主として我が國を牽制することを目的とすると斷言しても、必ずしも不當であるまい。之に反して、有田聲明は上記の協約及公文を基礎とせざることによつて、人をして英佛兩國よりも、寧ろ獨逸國の蘭印侵略、從て生ずることあるべき米國の蘭印占領の防止を目的とするものではないかと思はしめる(我が政府の五月十一日の通告も同様)。我が政府の意思はこゝにあらずとしても、斯く解しても全然見當違ひとはいへないであらう。

もつとも、米國政府は、獨逸國が和蘭國に侵入しても、優勢なる英佛兩國の海軍の存在する限り、獨逸國は到底蘭印に占領の手を延ばし得ないであらう。そして、蘭印政府には蘭印の安全を確保する實力があると觀てゐるやうであり、在英和蘭國亡命政府も、蘭印に關して、何れの國家の保護も要望しないと豪語してゐる。しかし、今次の戰爭中は、米國政府の見込通り、蘭印は安全であるとしても、將來獨逸國が蘭印を侵略することが絶無であるとは斷言し難いであらう。

四

獨逸國のフランドル作戰は英佛軍の潰滅を以て終了に近づきつゝあるのであるが、壓倒的に優勢なる獨逸軍の

鋒先は今後巴里攻撃に向ふであらうか。將た又た英國侵入に向ふであらうか。佛蘭西國は千八百七十年―七十一年戦争の惨敗を繰返すであらうか。千年近くも外敵侵入を知らなかつた英國に對する獨逸軍の進撃は計畫通りに進展するであらうか。我々は多大の關心を以て今次の戦争の成行きを觀察せんとするのである。

顧みれば、今より一世紀半前、歐洲大陸を佛蘭西軍の馬蹄に蹂躪した大ナポレオンは、ブローニーに大軍を集中して、英國侵入を企てたけれども、英國海軍が海上を支配した爲に、機會は遂に到来せず、英國征服の雄圖空しくなつたのであつた。今次の戦争に於ても、英國の海軍力は獨逸國のそれより遙かに優勢であつて、ギリタニアは相變らず波を支配してゐるけれども、獨逸國は新銳の武器―飛行機によりて空間を支配し、ヒットラーをしてナポレオンにとりて不可能であつた英國侵入を仕遂げしむるやも計り難い状態である。若し獨逸國の作戰にして成功せんか、英國は、世界戦争當時の獨逸國と地を換へて、敵の軍門に降を乞はねばならないであらう。然る場合に戦勝獨逸國は果して如何なる講和條件を提示するであらうかは、我々の未だ窺ひ知るを得ないところであるが、英國にとりて最悪の場合として次のやうなことを想像し得るのである。即ち獨逸國は講和條件の一部として、英國の軍艦の全部の引渡、若くは其の武装解除及建艦の大制限、現在英國の委任統治の下に在る舊獨逸國領植民地の還附、若干の英國植民地とともに、地中海より東亞に至る航路上に在る英領諸港（ヌエズ運河佛領ジブチの如きは、伊太利國參戰勝利の場合には或は同國が取得するであらう）即ちアデン、コロソポ、新嘉坡、香港の割讓等を要求するのではあるまいか。そして獨逸國が英國をして斯かる大讓歩を爲さしむることに成功する曉には、英國は海軍國としての存在を殆んど全く喪失すると同時に、恐らく、獨逸國は戦後海軍力に於ても世界第一となる

か、少くとも、米國と雁行することゝなるばかりでなく、東亞進出の足場も出来る譯であるから、將來、獨逸國は戰勝の結果自國に併合するか。又は保護の下に置くことあるべき和蘭國の所領たる蘭印の侵略に乗出すことゝなるのではあるまいか。私は大なる不安の念なしには蘭印の前途を観ることが出来ない。

五

我が政府の上掲五月十一日の通告に對し、獨逸國政府は同月二十二日「五月十一日の蘭印に關する日本國政府の申入れに關しては獨逸國政府は蘭印問題に干與する意思を有せず」と回答し來り、我が國の一部に於ては満足の意を表してゐるやうである。けれども、右の通告は、専ら、今次の戰爭中戰禍が蘭印に波及し、其の現狀を變更するやうな事態の發生を防止することに關するものであつて、全く一時的のことであり、戰後に於ける蘭印の現狀維持には觸れてゐないやうである。然るところ、蘭印の現狀變更が東亞の平和及安定に好ましくならぬ影響を及ぼすことは、獨り今次の戰爭中に限る譯ではない。我が政府は、戰後に於ても戰爭中同様、蘭印の現狀變更に就て深甚なる關心を有し、之を防止する爲に、隨時有效適切なる措置を執らねばならぬことはいふ迄もないであらう。これは東亞の安定勢力たる我が國の崇高なる任務であらねばならない。例へば、獨逸國若くは英國が將來蘭印の現狀維持を無視して同地を侵略せんとする場合（長期戰によりて勝利を得ざる限り、英國としては有り得ないことであらう）又は米國が他國の侵略防止を名として蘭印を占領せんとすることある場合、蘭印にして自ら之を防止する力を有しないならば、我が國は蘭印に干渉しても、侵略國を排撃せねばならない。これは實に我が國防及經濟的生存の爲、進んでは、東亞の平和及安定維持の爲であり、東亞新秩序建設の爲に外ならない。

惟ふに、東亞新秩序の建設は、日滿支三國を樞軸とする東亞諸民族の協同體組織を目的とするのであつて、今年四月、支那派遣軍總司令部が派遣軍將兵に告げたところも之と趣旨を同ふし、「東亞新秩序は日滿支三國の結合を中核とし、之を全東亞に發展せしめんとするものであつて、其の庶幾するところは、東亞の各國家、民族が夫々安住の處を得、近隣親睦、互助協力し、以て東洋の道義文化を再建發展せしめんとするにあるから、先づ日滿支三國を以て之が基礎とするけれども、三國以外の諸國が之に加入することは固より當然の發展として期待する」ところである。孫文の大亞細亞主義の理想も亦茲にあるのであらう。果して然らば、東亞新秩序建設の窮極の目的は、日滿支三國以外の東亞諸民族をも白人諸國の帝國主義的搾取より救出し、東亞を是等民族の共存共榮の樂土たらしめることにあらねばならない。私は茲に東亞といふ言葉を使用したか、然らば東亞は亞細亞の如何なる地方を指すかといふに、之には種々解釋があらうけれども、日滿支三國は勿論のこと、タイ國を始め、佛領印度支那、マレー半島、比律賓、蘭印等の地方を包括すると解する。そして、我々日本國民は、白人諸國が東亞諸民族の少なからぬ部分を支配し、之を搾取する不公正なる現狀を打破すべく、是等民族の自主獨立を基礎とする東亞の新秩序建設を目的とする今次の聖戰に於ては、東亞モンロー主義——「東亞は東亞民族に」を旗印とすべきであると考えざるべき。

然らば東亞モンロー主義とは何であるか。先づ之に關係のある米國のモンロー主義に就て敍説したい。

六

明治三十八年七月、米國大統領ルーズヴェルトは、當時我が國の非公式なる代表者として米國に滯在中の金子

子爵に對して、我が國は日本モンロー主義を歐米諸國に對して主張すべきことを慫慂したのであつた。大統領曰

今後の日本國の亞細亞諸國に對して執るべき政策は、米國が亞米利加諸國に對して執り來つたその如きものであらねばならない。亞細亞に於ける日本モンロー主義の結果は歐洲諸國の侵略的機運を排除し、日本國は亞細亞諸民族の指導者たることを認められ、日本國の勢力は亞細亞諸民族が其の庇護の下に安んじて國家を建設し得る楯となるであらう。

大統領は日本モンロー主義の行はるべき地理的範圍は、印度、安南、比律賓、香港及其他の歐米諸國の植民地を除き、西はスエズ運河より東はカムチャツカに至る亞細亞全土を包擁すべきであるとして、我が國が、支那國シヤム國を始め亞細亞諸國の指導者として、新亞細亞の建設に努力すべきやう、金子子爵に勸説したさうである。けれども、大統領の意見は歐米諸國の植民地を除外する點に於て、我が國の大亞細亞主義者の満足しないところであり、他の一方に於ては、目的廣大に過ぎて迂遠に近いといふ非難を免れないであらう。然るに上述するところは、其の中間に在りて、米國がモンロー主義に基いて、「亞米利加は亞米利加人に」を主張する如く、我が國は「東亞は東亞民族に」を主張して、歐米の國家が如何なる方法によりても、將來東亞に於て領土を取得し、又は東亞民族の國家に干渉することを防止することを、我が國策とすべしといふのである。本來のモンロー主義に類似するから、之を東亞モンロー主義と呼んでもよいであらう。もつとも、最近に於ける米國のモンロー主義は帝國主義的羈制政策的になつてゐるから、右の名稱を我が國の對東亞政策に關して用ひることは、好ましくな

いといふ意見もあるであらうけれども、便宜上暫らく此の名稱を使用するのである。

然らばモンロー主義によりて、米國は歐洲諸國に對して如何なる國策を執り來つたであらうか。

七

千八百二十三年十二月二日米國大統領モンローは、同國議會に與へた教書を以て謂ゆるモンロー主義を宣言した。同宣言によりて、彼は、歐洲諸國に對して、第一に、亞米利加は其の獲得し維持する自由且獨立なる事情により、將來如何なる歐洲の國家も茲に植民地を設くべからざること、第二に、歐洲諸國が米國の政治體系と甚しく異なり且南方諸國——ラテン亞米利加諸國をいふ——人民の好まざるところのものを、西半球の或る地方に及ぼさんとする計畫は、米國の平和と安全とにとりて危険であること且ラテン亞米利加諸國に威壓を加へ、又は其他如何なる方法によりても、其の運命を支配せんが爲干渉するが如きは、米國に對する非友誼的行動と見做さざるを得ざることと主張し、之とともに、米國は歐洲に起れる事件が米國の權利々益に重大なる危害を及ぼさざる限り之に干渉せざること、即ち謂ゆる不干渉主義又は孤立主義を宣明したのである。

モンロー主義は實はモンロー大統領の創見に出たものではなく、米國の建國以來の傳統的的政策を言現はしたものに過ぎないのであるが、其の第一の點は、宣言發表當時に於ては、歐洲の國家が亞米利加に植民地を設くることと換言すれば、先占の方法によりて亞米利加に領土を取得することに反對するに過ぎなかつた。然るに其後時勢の推移に伴ひ、米國の利益の要求するところと其の國力の許容するところとに従ふて、同主義は漸次其の意義を擴大され、歪曲されたから、千八百二十三年發表當時のモンロー主義と最近のモンロー主義とは大に其の意義を

異にするところあるを認めざるを得ない。

前世紀の中葉頃のことであるが、英米兩國の間に發生した謂ゆるオレゴン問題に關し、米國大統領ポークは、歐洲諸國は米國の同意なくして、北亞米利加の如何なる地方に於ても植民地又は領土ドミニオンを設くるを得ざることは、米國の決定的政策であると聲明した。千八百四十八年四月同大統領は謂ゆるユカタン問題に關し、米國の同意なくしては、ラテン亞米利加諸國は、其の領土を賣買、租借、贈與等の方法によりて、歐洲の國家に移轉することを得ずと宣言したが、前世紀末に至り、大統領クリーヴランドによりて、モンロー主義は更に新なる意義が與へられた。即ち、前世紀初頭に發生したる英國と南米のヴェネズエラ國との間の境界問題につき、クリーヴランドは千八百九十五年十二月米國議會へ教書を送り、

或る歐洲の國家が、境界の擴張によりて、米國の附近に在る共和國の意思に反し領土を取得すれば、其の範圍内に於て、亞米利加に歐洲の政治體系を擴張するものでなくて何であらう。これはモンローが「吾人の平和と安全とによりて危険である」と主張したところのものである。歐洲の政治體系の擴張が、境界の前進と他の方法によるとを問はないのである。

と主張して、歐洲の國家が境界變更の方法によりて、亞米利加の國家より寸土尺地を取得することにすら反對したのであつた。

斯くの如く、米國はモンロー主義の意義を漸次擴張して、歐洲の國家は亞米利加に於て、亞米利加の國家より如何なる方法によりても領土を新に取得することを得ずとし、進んでは、歐洲の國家が、歐洲の他の國家より其

の亞米利加に於て有する領土を譲り受くることにも反對した。米國は此の主張を亞米利加に於て全く領土を有せざる國家が新に領土を取得せんとする場合は勿論のこと、英國及佛蘭西國、殊に前者の如く茲に廣大なる領土を有し、亞米利加の國家とも見做し得べき國家の領土取得にも及ぼして、之に反對したのであつた。

本來、モンロー主義は、千八百二十三年以後、歐洲の國家が亞米利加に於て新に植民地を設けることに反對するに過ぎないのであつて、亞米利加に於ける既得の植民地は尊重するといふのであるけれども、モンロー主義を徹底的ならしむるには既成事實を全く破壊し、亞米利加より歐洲の國家の勢力を一掃せねばならない。歐洲の國家が亞米利加に於て有する領土を、歐洲の他の國家へ移轉することに反對する如きは、蓋し此の目的を達成するの一の手段であるといふべきであらう。テオドル・ルーズヴェルト曾て曰く、

モンロー主義は簡單に云へば、亞米利加に歐洲の勢力の侵入するを防止するを目的とするのである。米國は亞米利加に未だ足場を有せざる或る國家をして新に領土を有せしむることは出来ない。又既に領土を有する國家をして、之を擴大せしむることも出来ない。歐洲の國家が茲に有する領土を歐洲の他の國家に割讓することが米國に不利である場合には是亦許すことが出来ない。眞の愛國者は歐洲の國家が茲に寸土尺地をも有せざる時の到來することを期待せねばならない。現在に於ては未だ歐洲の國家をして斯くの如くならしむる必要がないけれども、必要となる時節は必ず到來するであらう。

歐洲の國家は亞米利加に植民すべからずの原則は上述の如く、其の意義に大なる變化を來したのみならず、今日に於ては、其の對象たるは歐洲の國家に限らず、我が國の如き亞細亞の國家をも包含することゝなつた。そし

て又、領土の取得はなくとも、非亞米利加の國家が亞米利加に於て經濟上延て政治上勢力を得ることに、米國はモンロー主義に據りて反對するのである。

八

要するに、米國が「亞米利加は亞米利加人に」主張するのに對し、我國は「東亞は東亞民族に」を主張し、相互に不干渉の方針を堅持することは、東亞延ては世界の平和確立に貢獻する所以であるから、米國は、理論上之に異議を挿み難いであらう。況んや、今後歐洲戦争の成り行次第で、米國は或は、參戰するの已むなきに至ることがあるであらうし、さもなくとも、布哇に在りて我が海軍を牽制しつゝあつた其の太平洋艦隊を太平洋方面に移動せしめて、東亞方面に於ける威力を手薄にせねばならぬやうなことになるれば、我國の東亞モンロー主義に正面から反對するが如きは不可能事といはねばならない。

最近の歐洲戦局の推移に徴すれば、或は久しからずして獨逸國の軍門に降を乞はねばならぬこととなりさうな英佛兩國殊に後者は、現在に於ては勿論のこと、戦後永らく我國の主張に楯突くことが出来ないのであらう。獨逸國も、少なくとも、戦後暫くは、東亞に進撃して侵略を行ふ餘力を持たせないであらう。國際情勢は、我國が東亞の平和及安定の維持の爲に、大膽なる主張を爲すことを許すと見受けられる。従て、我が國は今次の戦争中戦禍が蘭印に及ぶことを防止し、其の現状維持の尊重を求めるといふやうな一時的微溫的のことでなく、今後歐米諸國が東亞に於て新に植民地を取得するを承認せざるは勿論のこと、是等諸國の間に於て東亞に在る植民地の移轉讓渡を行ふべからざることをと嚴肅に宣言し、結局是等植民地が白人國の支配より離脱して、「東亞は東亞民族

に」を實現するの日の遠からず到来するやう努力せねばならない。或は曰はん。斯かる主張を爲せば、獨逸國又は米國が和蘭國より蘭印を取得せんとし、或は獨逸國が英佛兩國に對して香港新嘉坡佛領印度支那等の割讓を求むるが如き場合に、我國は起つて之を阻止せねばならぬであらう。斯くては、我國は蘭英佛諸國の爲に番犬たる役割を演ずるに過ぎないことになるではないかと。

けれども、是等諸國が東亞を去り、獨逸國や米國が之に代つて進出することを許すことは、我國を始め東亞諸民族にとりて、前門の虎を逐ふて後門に狼を迎へる以上に危険が多い。後者の侵略を阻止し、東亞諸民族の共同利益を擁護する爲には、是等諸國の植民地に對して有效適切なる措置を執らねばならない場合も起るであらうし、重大なる負擔を免れないには相違ないが、これは實に我國自身の爲であり、東亞の平和安定維持の爲である。一旦東亞の新秩序建設の指導者として乗出した以上、これ位の負擔は覺悟の前でなけらねばならない。然るに、東亞新秩序建設の大事業に伴ふ責任の重大なるに辟易し、外國の番犬たるを屑しとしないといふ口實の下に、之を回避せんとするが如きは以ての外のことである。東亞永遠の平和及安定維持の爲、歐米諸國に對して以上の意味に於ける新國策を宣言することは、世界的に新秩序が建設せられんとする今日が絶好の機會であるにも拘はらず、我が政府が蘭印の現状維持に關して、列國に對し、微温的なる上掲申入れを爲すに過ぎなかつたことは遺憾千萬である。もつとも、戰爭末までには更に第二の機會がありさうに思はれるが、不幸にして、又もや來るべき機會を逸することあらば、悔を千歲に貽すであらう。